

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回） 訂正版

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回 答
17	入札説明書	10	4	(4)			工事企業の参加資格要件	参加資格要件をすべて満たす企業が工事担当の構成企業（「A社」とする。）とし、施工はその構成企業と構成企業内の施工実績のみ要件を満たさない企業（「B社」とする。）で乙型JVを組み実施する場合、そのJV比率が「B社」を多い場合でも、参加資格要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に示すとおり、経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成16年度以降に元請けとして同種の工事を施工した実績を有することとしております。
19	入札説明書	12	4	(5)			工事監理企業の参加資格要件	当該PFIにおいて「工事監理業務」に従事する企業について、「発注者支援業務等（積算技術業務、工事監督支援業務、公物管理関係業務）」及び「その他業務（資料作成業務、技術資料作成業務、道路情報管理業務）」における「中立・公平性に関する要件の確認」での「業務提携及び技術提携等」あるいは「当該事務所の発注工事を下請け」に抵触するかご教授願います。	一宮浅野電線共同溝PFI事業は、事業契約を行うものであり、発注者支援業務等に関する「中立・公平性に関する要件」を満たす必要はありません。
92	要求水準書	24	第3	1	(11)	1)	施工時期及び施工時間の変更	「本整備工事の作業時間は、次表に示す工種または場所を除き全て昼間施工、作用時間帯10時30分～15時30分」とありますが、規制時間帯が10時00分～16時00分であり、時間的制約を著しく受ける工事であるとあります。予定価格算定にあつては割増補正が加味されているという理解でよろしいでしょうか。加味されていない場合、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	当初設計より「時間的制約を著しく受ける工事」として、割増補正を実施しています。